省令

○文部科学省令第二十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条及び第六十八条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十九日

文部科学大臣　下村　博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の二を第八十八条の三とし、第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二　スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを提供する学校として認められた高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第九十六条第二項中「第八十八条の二」を「第八十八条の三」に改める。

第百八条第二項中「及び第八十五条」を「、第八十五条」に改め、「第八十六条まで」の下に「及び第八十八条の二」を加える。

第百十三条第三項、第百三十三条第二項及び第百三十五条第五項中「第八十八条の二」を「第八十八条の三」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。